# 筑波観光鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請に関する意見募集において提出されたご意見及びそれらに対する考え方

〇パブリックコメント意見提出数：６件

〇意見募集期間：令和８年７月９日（木）～令和８年７月２３日（木）

| 項番 | 提出されたご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 今回の運賃改定には反対します。<br>設備更新や安全対策が必要であることは理解していますが、片道 590 円から 930 円、往復 1,070 円から 1,860 円への値上げは利用者の負担が非常に大きいと考えます。<br>家族連れや観光客、地域住民が利用しづらくなり、利用者減少につながるおそれがあります。<br>まずは段階的な値上げや経費削減、行政支援など、利用者負担を抑える方法を十分に検討した上で判断していただくことを求めます。 | いただいたご意見につきまして、申請者より以下の回答がございました。<br><br>当社ケーブルカーにおきましては、開業から 100 年を経過している老朽化設備の更新や自然災害に備えた安全対策強化に加え、昭和 29 年の運用開始から 72 年が経過しているケーブルカー車両更新の必要性が非常に高くなっております。物価・人件費の高騰により工事費は増加が見込まれており、また車両更新については国内に製造メーカーが存在しないことから海外製に頼らざるを得ない状況であり、且つ製造費用についても非常に高額であります。<br>当社では、平成7年11月に運賃改定を実施して以降、消費税引き上げに伴う改定を除き、31年に渡り運賃を据え置いてまいりましたが、今後も筑波山ケーブルカーをご利用されるお客様に安心・安全なサービスを提供し、旅客サービスの更なる向上を図るうえで、これらに要する費用をまかなうために運賃改定が必要になると判断したものです。<br>また行政等とも連携し、筑波山地域のより一層の観光活性化に取り組んでまいる所存ですので、何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。<br><br>なお、関東運輸局としましては、今般の申請については鉄道事業法第 16 条第 2 項に基づき、鉄道事業の収支により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうか審査して認可いたしました。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 物価高の昨今、運賃値上げも致し方のないことかとも思えるが、値上げ幅が大き過ぎるのはいかがなものかと思う。<br>また、通年で同一との従来の料金設定を見直すことも必要ではないかと思う。<br>例えば、梅まつりや年末年始など人出の多い時期に限って特別料金を設定するなどをまずご検討いただきたい。<br>また、茨城県民割やつくば市民割などを新たに設けるなど、地元客も大事にしてほしい。 | いただいたご意見につきまして、申請者より以下の回答がございました。<br><br>今般の申請額については、老朽化設備の更新や自然災害に備えた安全対策強化に加え、ケーブルカー車両更新の必要性が非常に高く、特に車両更新については費用が高額になることから運賃改定が必要になると判断したものです。<br>いただきましたご提案につきましては、貴重なご意見として今後のご参考とさせていただきます。<br>閑散期については行政等と連携を図る等、キャンペーンやイベント等を開催し、集客を図ってきました。今後についても利用者に楽しんで頂けるサービスや、子育て世代の負担軽減を目的に小児運賃・学生団体運賃の割引施策を予定しております。何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。<br><br>なお、関東運輸局としましては、今般の申請については鉄道事業法第 16 条第 2 項に基づき、鉄道事業の収支により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうか審査して認可いたしました。 |
| 3 | 茨城県南在住の者です。<br>旅客運賃の値上げは理解ができます。<br>しかしこの値上げにおいて、政府は何をしていたのでしょうか。<br>鋼索鉄道車両が国内で製造メーカーがないということですが、倒産したのでしょうか。<br>経済対策をしてこなかった政府に責任があります。 | いただいたご意見につきまして、申請者より以下の回答がございました。<br><br>国内においては、鋼索鉄道車両の需要が定期的に存在するものではないこと等の理由から、当社において、台車部を含めた車両全体を更新するには、海外メーカーに頼らざるを得ない状況となっております。<br>なお、関東運輸局としましては、いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 値上げ自体に反対するものではありませんが、その増えた運営費を株主配当などくその役にも立たない支出に回さず、ちゃんと職員のベースアップなどに使われることを願います<br>国鉄の民営化以後地方の廃線に追い込まれる路線も多く見受けられ、これも民営化のツケが回ってきた話と解釈しています | いただいたご意見につきまして、申請者より以下の回答がございました。<br><br>今回の運賃改定は、安全性の維持・向上に必要な設備更新や保守などの安全投資を着実に実施することを目的としております。これらの事業を確実に遂行し、安全で安定した輸送サービスを提供するためにも、人材の確保・定着は不可欠であると認識しております。今後も物価上昇の状況等を踏まえながら、人材の確保・定着に必要な賃金水準の維持・改善に努めてまいります。何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 |
| 5 | 現行運賃の平年度の収入額が２０２６年推計の２億８５６４万１千円から１年目の２億１５９１万８千円に急減し、２年目、３年目と減少することが予測されている。しかし、インバウンド観光需要の増加等を考慮するとそのような需要が減少するという予測には合理性がないと考えられる。定期券収入も山頂のお土産店関係者が利用していることが想定されるところ、購入客が減少することもにわかに考えにくい。<br>また、収支率も１２７．６%から５１．５%に１年で急減するのも考えにくい。これだけの収支率１００%を上回っていたのであれば、上限運賃変更命令の発令も考えるべき水準だったといえるのではないか。<br>また、運賃上限も片道５９０円から９３０円に値上げするのは筑波山観光に大きな影響を与えることになりかねないので慎重な審議が必要と考える。<br>２０２５年度は終了しているのであるから２０２５年度実績も踏まえて審査を行うべきである。<br>人件費が２０２４年実績７８７１万６千円だったのが２０２５年度推計８４２７万１千円、２０２６年度推計９５２４万円に１０%以上上昇していく合理的理由は考え難い。<br>修繕費平年度１年目に５６１０万円が一気に計上されているが、本来固定資産として減価償却すべきものが計上されている可能性が高く精査が必要である。<br>平年度１年目だけ経費も飛び出て高く計上されているのも不自然である。<br>減価償却費に関しても、設備計画を精査する必要がある。 | いただいたご意見につきまして、申請者より以下の回答がございました。<br><br>収入額については、最小二乗法を用いて将来の輸送人員を推計し、計算したものです。インバウンドについては若干の増加はあるものの、全体の輸送人員は、コロナ前までは戻っておらず、また定期券についても店舗従事者の減少等が考えられることから、これらを見込んだ内容となっております。<br>この度の申請はケーブルカー車両更新や安全対策投資等による収支悪化に起因するものであります。特に車両は、定率法による減価償却で、かつ償却年数も 15 年と短いことから平年度 1 年目の収支率が悪化するものとなっております。<br>今後は行政等とも連携し、筑波山地域のより一層の観光活性化に取り組み、収入確保に努めてまいる所存でございます。<br>実績年度につきましては、申請時点では 2024 年度でございました。<br>また、事業を継続するうえで人材の維持・確保は重要な課題であり、諸物価高騰の中、賃金水準維持・改善を織り込んでいます。<br>修繕費、経費、減価償却費については、当社において十分に精査された設備投資計画を用いて算定を行っているところであります。開業から 100 年が経過している施設を維持管理し、また、近年甚大化する自然災害への対策を行っていくうえで、今後も多くの投資・修繕を行っていく必要があります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 以上、ご回答申し上げます。何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。<br><br>なお、関東運輸局としましては、今般の申請については、鉄道事業法第 16 条第 2 項に基づき、鉄道事業の収支により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうか審査して認可いたしました。 |
| 6 | 鉄道事業法に基づく上限認可は、上限の額等に対して行われるものであり、額は定率・定額をもって具体的に示される必要があります。「別途定める」等とする本申請は不適法であり、認可すべきではありません。<br>届出運賃は上限以下で設定し得るのですから、「別途定める」と規定する必要はないはずですが、事業者は、このような規定をすることによって法の潜脱を狙っているのではないですか。 | いただいたご意見につきまして、申請者より以下の回答がございました。<br><br>普通旅客運賃について、実施運賃が申請させていただいた上限運賃を超えることはございません。今後、上限以下の運賃へ変更することも考えられるため「別途定める」としております。<br>当社としては、法令に基づき、適切に手続きを進めてまいる所存でございます。<br><br>なお、関東運輸局としましては、上限運賃が明記されているため、問題無いものと判断し認可いたしました。 |